



泉南市の合併についての意思を問う住民投票条例をここに公布する。

平成16年4月1日

泉南市長

向井通彦

泉南市条例第5号

泉南市の合併についての意思を問う住民投票条例

(目的)

第1条 この条例は、地方自治の本旨に基づき、本市の合併について、市民の責任と意思によって合併の是非を選択することにより、市民の総意を市政に的確に反映し、市民と行政の協働によるまちづくりを推進することを目的とする。

(住民投票)

第2条 前条の目的を達成するため、市民による投票（以下「住民投票」という。）を行う。

2 住民投票は、市民の自由な意思が反映されるものでなければならない。

(住民投票の執行)

第3条 住民投票は、市長が執行するものとする。

2 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づき、協議により、その権限に属する住民

投票の管理及び執行に関する事務を泉南市選挙管理委員会（以下「選挙管理委員会」という。）に委任するものとする。
(住民投票の期日)

第4条 住民投票の期日（以下「投票日」という。）は、本条例の施行の日から30日以上を経過した日で、市長が定める日とする。

- 2 住民投票は、衆議院若しくは参議院の選挙、大阪府の議会議員若しくは知事の選挙又は本市の議会議員若しくは市長の選挙と同日に行うことができる。
- 3 前2項の規定により投票日を定めたときは、市長は、選挙管理委員会にこれを通知しなければならない。
- 4 前項の通知を受けた選挙管理委員会は、投票日の5日前までにこれを告示しなければならない。ただし、第2項の規定により同項に規定する選挙と同日に住民投票を実施する場合においては、当該選挙の告示の日に告示しなければならない。

(投票資格者)

第5条 住民投票の投票権を有する者（以下「投票資格者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、次条の規定による投票資格者名簿に登録されているものとする。

- (1) 年齢満18歳以上の日本国籍を有する者で、引き続き3月以上本市に住所を有するもの
 - (2) 年齢満18歳以上の永住外国人で、引き続き3月以上本市に住所を有するもの
- 2 前項第2号において「永住外国人」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
 - (1) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第2の上欄の永住者の在留資格をもって在留する者
 - (2) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者

(投票資格者名簿の調製等)

第6条 選挙管理委員会は、住民投票における投票資格者について、泉南市の合併についての意思を問う住民投票資格者名

簿（以下「投票資格者名簿」という。）を調製するものとする。

2 投票資格者名簿には、投票資格者の氏名、住所、性別及び生年月日等の記載をするものとする。

（被登録資格）

第7条 投票資格者名簿の登録は、本市に住所を有する者のうち、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものについて行うものとする。

(1) 年齢満18歳以上の日本国籍を有する者 その者に係る本市の住民票が作成された日（他の市区町村から本市に住所を移した者で住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条の規定により届出をしたものについては、当該届出をした日）から引き続き3月以上本市の住民基本台帳に記録されている者

(2) 年齢満18歳以上の永住外国人 外国人登録法（昭和27年法律第125号）第4条第1項に規定する外国人登録原票に登録されている居住地が本市にあり、かつ、同項の登録の日（同法第8条第1項の申請に基づく同条第6項の居住地変更の登録を受けた場合には、当該申請の日）から引き続き3月以上経過している者

（登録）

第8条 選挙管理委員会は、投票日現在において投票資格者名簿に登録される資格を有する者を、第4条第4項の規定による住民投票の告示の日の前日に投票資格者名簿に登録しなければならない。

（投票の方式）

第9条 住民投票は、1人1票とし、秘密投票とする。

2 住民投票の投票を行う投票資格者（以下「投票人」という。）は、本市が泉佐野市、阪南市、田尻町及び岬町と合併することにつき、賛成するときは投票用紙の賛成欄に、反対するときは投票用紙の反対欄に自ら○の記号を記載しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、身体の故障その他の理由により自ら投票用紙に○の記号を記載できない投票人は、代理投票をすることができる。

(投票所においての投票)

第10条 投票人は、投票日において自ら住民投票を行う場所（以下「投票所」という。）に行き、投票資格者名簿又はその抄本の対照を経て、投票しなければならない。

(期日前投票)

第11条 投票日の当日に次の各号に掲げる事由のいずれかに該当すると見込まれる投票人は、前条の規定にかかわらず、第4条第4項の規定による告示の日の翌日から投票日の前日までの間、期日前投票所において投票することができる。

- (1) 職務若しくは業務又は用務に従事すること。
- (2) 本市の区域外に旅行又は滞在をすること。
- (3) 疾病、負傷、妊娠、老衰その他身体の障害のため歩行が困難であること。
- (4) 本市の区域外の住所に居住していること。

(不在者投票)

第12条 投票日の当日に前条各号のいずれかに該当すると見込まれる投票人の投票については、同条の規定によるほか、不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所において、投票用紙に投票の記載をし、これを封筒に入れて不在者投票管理者に提出する方法により行うことができる。

2 次の各号のいずれかに該当する投票人は、第10条の規定にかかわらず、その現在する場所において投票用紙に投票の記載をし、これを郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者、同条第9項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第3条第4号に規定する外国信書便事業者による同法第2条第2項に規定する信書便により送付する方法をもって投票することができる。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体障害者であって、規則で定めるもの
- (2) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者であって、規則で定めるもの
- (3) 介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第3項に規定する要介護者であって、規則で定めるもの

(無効投票)

第13条 次に掲げる投票は、無効とする。

- (1) 所定の投票用紙を用いないもの
- (2) ○の記号以外の事項を記載したもの
- (3) ○の記号のほか、他事を記載したもの
- (4) ○の記号を投票用紙の賛成欄及び反対欄のいずれにも記載したもの
- (5) ○の記号を投票用紙の賛成欄又は反対欄のいずれに記載したのか判別し難いもの
- (6) 白紙投票

(情報の提供)

第14条 市長は、住民投票の適正な執行を確保するため、本市の合併について市民が意思を明確にするために必要な情報の提供に努めなければならない。

(投票運動)

第15条 住民投票に関する投票運動は、自由とする。ただし、買収、脅迫、強要等により、市民の自由な意思が拘束され、又は不当に干渉されるものであってはならない。

(投票結果の告示等)

第16条 選挙管理委員会は、投票結果が確定したときは、直ちにこれを告示するとともに、市長及び市議会議長に報告しなければならない。

(投票結果の尊重)

第17条 市長は、投票の結果を尊重しなければならない。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、住民投票の投票及び開票に関し必要な事項は、公職選挙法（昭和25年法律第1

00号)、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)及び公職選挙法施行規則(昭和25年総理府令第13号)並びに泉南市選挙事務執行規程(平成8年泉南市選挙管理委員会規程第3号)の規定に準じて規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(この条例の失効)
- 2 この条例は、投票日の翌日から起算して90日を経過した日に、その効力を失う。